

青森県報

号外第五十七号

令和六年
九月四日
(水曜日)

目次

海区漁業調整委員会

- 西部海区管内の沿岸海域に來遊するサケ資源の繁殖保護の指示…………… (事務局) …… 一
- 西部海区管内におけるトドの採捕の指示…………… (同) …… 三

海区漁業調整委員会

青森県西部海区漁業調整委員会指示第八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十條第一項の規定により、青森県西部海区管内の沿岸海域に來遊するサケ資源の繁殖保護を図るため、次のとおり指示する。

令和六年九月四日

青森県西部海区漁業調整委員会

会長 堀 内 精 二

一 河口付近における操業の制限

- 1 次の表の上欄に掲げる海域においては、令和六年十月一日から同年十二月三十一日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。ただし、青森県漁業調整規則第四十一条で規制する漁法、区域及び期間を除く。

- 2 次の表の上欄に掲げる海域においては、令和六年九月二十日から同年十二月二十日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。ただし、青森県漁業調整規則第四十一条で規制する漁法、区域及び期間を除く。

海 域	漁 業
野辺地川河口 野辺地川河口中央から半径五百メートル以内の海域	固定式さし網漁業 及びはえなわ漁業
中村川河口 次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 河口左岸から真方位二百六十三度三十分三百メートルの点 イ 点アから真方位三百四十七度三十分五百メートルの点 ウ 点エから真方位三百四十六度三十分五百メートルの点 エ 河口右岸から真方位七十三度三十分三百メートルの点	小型定置漁業（ハタタを対象とした小型定置漁業を除く）、底建網漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業
赤石川河口 次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 河口左岸から真方位二百四十六度三十分三百メートルの点 イ 点アから真方位三百三十六度三十分五百メートルの点 ウ 点エから真方位三百二十二度三十分五百メートルの点 エ 河口右岸から真方位五十二度三十分三百メートルの点	小型定置漁業、底建網漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業
追良瀬川河口 次のア、イ、ウ、エの各点を順次に結んだ三直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた海域 ア 河口左岸から真方位二百二度三十分五百メートルの点 イ 点アから真方位三百九度三十分八百五十メートルの点 ウ 点エから真方位三百九度三十分八百五十メートルの点 エ 河口右岸から真方位二十度三十分千メートルの点	小型定置漁業、底建網漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業

管内川河口 最大の河口左岸から真方位百五十二度三十分五十分五メートルの点 ア 河口左岸から真方位百五十二度三十分五十分五メートルの点 イ 点アから真方位二百四十一度三十分五十分五メートルの点 ウ 点エから真方位二百三十三度三十分五十分五メートルの点 エ 河口右岸から真方位三百二十五度三十分五十分五メートルの点	小型定置漁業、底建網漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業
--	-------------------------------

3 1に掲げる海域においては、令和六年十月一日から同年十二月三十一日までの間、また、2に掲げる海域においては、令和六年九月二十日から同年十二月二十日までの間、さお釣り、手釣りによりサケを採捕してはならない。

二 沿岸域における操業の制限

1 次の表の上欄に掲げる海域においては、令和六年十月一日から同年十二月三十一日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。ただし、青森県漁業調整規則第四十一条で規制する漁法、区域及び期間を除く。

東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎、金釜岩（鉾ヶ崎の東端）に設置した標柱から真方位四十一度三十分の線及び北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱から真方位二百九十二度三十分の線との間における最大高潮時海岸線から二百五十分メートル以内の海域	固定式さし網漁業及びはえなわ漁業
東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎、金釜岩（鉾ヶ崎の東端）に設置した標柱から真方位四十一度三十分の線及び北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱から真方位二百九十二度三十分の線との間における最大高潮時海岸線から二百五十分メートル以内の海域	小型定置漁業（イワシ、アジ、イカを対象とした小型定置漁業を除く。）

2 次の表の上欄に掲げる海域においては、令和六年九月二十日から同年十二月二十日までの間、同表下欄に掲げる漁業の操業を禁止する。

海 域	漁 業
-----	-----

三 サケ採捕の制限

次の表の上欄に掲げる海域においては、同表中欄に掲げる期間中は、同表下欄に掲げる漁業によりサケを採捕してはならない。

北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱から真方位二百九十二度三十分の線以南の日本海における最大高潮時海岸線から二百五十分メートル以内の海域	底建網漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業
北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱から真方位二百九十二度三十分の線以南の日本海における最大高潮時海岸線から二百五十分メートル以内の海域	小型定置漁業（ハタタを対象とした小型定置漁業及び西浦通称鱈の淵を基点とした小型定置漁業を除く。）

陸奥湾の海域及び東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎、金釜岩（鉾ヶ崎の東端）に設置した標柱から真方位四十一度三十分の線以南の海域	令和六年十月十五日から同年十二月十二日まで及び同月十四日まで	小型定置漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業
東津軽郡外ヶ浜町字平館石崎、金釜岩（鉾ヶ崎の東端）に設置した標柱から真方位四十一度三十分の線及び北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱から真方位二百九十二度三十分の線との間における海域	令和六年十月十日から同月十四日まで及び同月十五日から同月八日まで	小型定置漁業（イワシ、アジ、イカを対象とした小型定置漁業を除く。）、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業
北津軽郡と東津軽郡との境に設置した標柱から真方位二百九十二度三十分の線以南の日本海	県が別途指定する令和六年十月十日から同月十八日までの間及び同月十九日から同月十四日までの間	定置漁業、小型定置漁業、底建網漁業、固定式さし網漁業及びはえなわ漁業

青森県西部海区漁業調整委員会指示第九号

青森県西部海区管内におけるトドの採捕（生け捕り又は猟銃を使用する者に限る。）について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百一十条第一項の規定により次のとおり指示する。

令和六年九月四日

青森県西部海区漁業調整委員会

会 長 堀 内 精 二

一 定 義

この指示において、「トド」とは、アシカ亜目（アシカ科）のトドをいう。

二 採捕の承認

青森県西部海区海域において、トドを採捕しようとする者は、青森県西部海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

三 承認の手続

トドの採捕の承認を受けようとする者は、別に定める「令和六年度トド採捕承認事務取扱要領」（以下「取扱要領」という。）に基づき、トド採捕承認申請書を委員会に提出しなければならない。

四 承認の対象者

承認の対象者は、次のいずれかに該当するものとする。

1 試験研究の用に供しようとする者

2 漁具被害等の漁業被害を防止しようとする者

3 その他委員会が特に認めたる者

五 承認をしない場合

次のいずれかに該当する場合は、承認をしない。

1 申請者が漁業に関する法令を遵守する精神を著しく欠く者であるとき

2 その他委員会が特に必要があると認めるとき

六 承認者数の制限

委員会は、トドの採捕の承認者数の最高限度を取扱要領で定める。

七 採捕の期間

採捕の期間は、令和六年十二月一日から令和七年五月三十一日までとする。

八 採捕数の制限

委員会は、トドの採捕数の最高限度を取扱要領で定める。

九 承認証の交付

委員会は、採捕の承認をしたときは、申請者にトド採捕承認証を交付するものとする。

十 承認証の携帯義務

承認を受けた者は、トドを採捕するときには、当該承認証を携帯しなければならない。

十一 採捕の制限又は条件及び停止

委員会は、トドの繁殖保護又は漁業調整上必要があると認めるときは、承認を制限し、条件を付け、又は採捕の停止を指示することができる。

十二 承認の取消し

委員会は、承認を受けた者がこの指示の内容に違反したときは、承認を取り消すことができる。

十三 所持販売の禁止

委員会の承認を受けない者が採捕したトドを所持し、又は販売してはならない。

十四 報告書の提出等

承認を受けた者は、採捕頭数及び揚取後の処理状況等について、取扱要領で定めるトド採捕報告書により、採捕後速やかに委員会に提出しなければならない。

十五 取扱要領

この指示に定めるもののほか、承認に係る取扱いについては、取扱要領で定めるところによる。

十六 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和六年十月一日から令和七年九月三十日までとする。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一番七
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十八円九十銭